

船橋市災害情報共有システム導入業務  
に関するプロポーザル実施要領

令和8年5月

船橋市 危機管理課

## 船橋市災害情報共有システム導入業務に関するプロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

激甚化する災害に対して適切な対応を行うためには、被害の発生状況、避難所の状況等の必要な情報を正確かつ迅速に把握しつつ、全庁的に即時に情報を共有し、意思決定の効率を図るとともに、市民に対して被害状況や重要情報を正確かつ迅速に伝達する必要がある。

そのため、災害時の情報把握・管理・伝達の機能を有するクラウド型の災害情報共有システム及び防災ポータルサイト(以下、「本システム」という。)を導入し、市の災害対応の強化及び効率化を図り、市民にとって安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1)業務名 船橋市災害情報共有システム導入業務
- (2)業務場所 船橋市役所及び本市が指定する場所
- (3)業務内容 別紙『船橋市災害情報共有システム導入業務仕様書』による。
- (4)業務委託期間 ① 構築期間:令和8年7月1日から令和8年10月31日まで  
② システム利用期間:令和8年11月1日から60ヵ月

### 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

### 4. プロポーザル方式の方法及び理由

船橋市災害情報共有システム導入業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

### 5. スケジュール

(1)公募開始	令和8年5月1日
(2)質問書の受付期間	令和8年5月1日～令和8年5月14日
(3)質問書に対する回答	令和8年5月19日
(4)参加申込書受付期間	令和8年5月1日～令和8年5月25日
(5)参加資格要件確認結果通知	令和8年5月27日
(6)提案書等の提出期間	令和8年5月27日～令和8年6月8日
(7)プレゼンテーション	令和8年6月18日
(8)評価結果通知	令和8年6月23日

※上記日程は事務上の都合により変更することがある。

### 6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全てに該当する者であること。

- (1)本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 同一サービスにおいて都道府県もしくは市区町村で複数の導入実績を有すること。
- (5) 提案事業者もしくはシステム提供事業者において、次に掲げる認証を取得していること。
  - ・プライバシーマーク認証(JISQ15001)もしくは ISMS 認証(ISO/IEC27001)

## 7. 質問及び回答

### (1) 質問方法

令和 8 年 5 月 14 日 17 時までに、電子メールで事務局あてに送付すること。

電子メール送付先:bosai@city.funabashi.lg.jp

※電子メールの送付後、事務局(危機管理課防災政策係)に電話(047-436-2038)し、電子メールの到着の確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加者数・参加者名・評価委員等)についての質問は受付けない。

### (2) 質問への回答

令和 8 年 5 月 19 日に市ホームページに掲載する。

## 8. 参加申し込み方法

参加申込書類、申込方法は次のとおりとする。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書(必要事項を記入し押印)
- ②契約実績を証明する書類(契約書・仕様書等の写し)
- ③各種認証を証明する書類

### (2) 提出方法

提出先 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号

9 階 危機管理課 防災政策係宛

- ①持参の場合受付は土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- ②郵送の場合特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること。

### (3) 提出期限

- ①持参の場合 令和 8 年 5 月 25 日 17 時まで
- ②郵送の場合 令和 8 年 5 月 25 日 17 時(必着)

### (4) 参加申込の承認について

参加資格要件の確認結果は、令和 8 年 5 月 27 日に通知する。

## 9. 提案限度額

提案限度額は以下のとおりとし、この金額を超えて提案してはならない。見積書において、この提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

なお、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

### (1) システム導入費（初期設定、導入時の職員研修等）

¥2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、構築期間に必要となるシステム利用料は本項目に含めること。

### (2) システム稼働後のシステム利用料

60ヶ月：¥13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※月額：¥220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 10. 評価方法及び評価基準

評価委員会が、以下の評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

評価項目		評価基準	点数
1 実績・実施体制	実績	・導入実績及び災害対応実績	40
	導入業務実施体制	・人員配置等 ・スケジュールの具体性	20
2 共通事項及び災害情報共有システムに関する事項	システム操作等	・視認性、操作性	30
	情報集約機能	・被害情報集約 ・ハザード情報・気象情報等との連動	30
	災害時対応	・連絡体制 ・システム、データセンター機能	60
	研修・習熟支援	・研修・マニュアルの充実 ・導入後の支援に対する考え方	40
3 市民向け防災ポータルに関する事項	情報発信機能	・システム入力事項に関するもの ・その他情報に関するもの	40
	多様なユーザーへの対応	・多言語対応 ・アクセシビリティ対応	20
4 運用保守に関する事項	運用・保守体制	・障害対応 ・バージョンアップ対応	30
5 課題解決への提案	本市における課題解決への提案	・避難所受入状況・生活環境の把握 ・避難行動要支援者等の把握 ・市が運用する他システムとの連携可能性 ・その他独自提案	80
6 価格評価	導入・運用保守費用	・初年度導入費用(研修費用含む) ・システム利用料(60カ月分)	10
合計			400

## 11. 提案書の提出

提出書類及び提出方法は次のとおりとする。

### (1) 提出部数

提出部数は正本 1 部、副本 10 部とする。

### (2) 提出書類

#### ① 提案書(30 分のプレゼンテーションに必要な枚数)

- ・提案書の表紙には、表題「船橋市災害情報共有システム導入業務」、提案書提出日を記載すること。これに加え、正本については提案者名(社名)を記載し、代表者印若しくは年間代理人の使用印を押印し、副本については社名を伏せた形で営業担当の氏名を記載すること。
- ・提案書は原則A4 版とし、表紙を除く各ページにページ番号を記載すること。A3 用紙を用いる場合は折り込むことでサイズを合わせること。
- ・提案書記載事項については、仕様書等を踏まえた提案内容を記載すること。また、「10. 評価方法及び評価基準」の評価項目 1～5 に沿った内容とし、評価対象がわかりやすい内容となるよう十分に配慮すること。
- ・独自提案事項等で見積金額に算定していない費用によるものは、別途費用が算定される旨を明確にすること。

#### ② 見積書

- ・正本には、住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印若しくは年間代理人の使用印を押印すること。
- ・参考資料として提出を求める見積書の内訳資料(任意様式)も提案書に含めること。
- ・見積項目は構築費用及び 60 カ月のシステム利用料とすること。

#### ③ システム機能一覧

- ・機能要件、非機能要件ごとに整理し、機能ごとに見積金額に含まれる「基本機能」、別途費用が発生する「追加機能」のいずれかを明記すること。

### (3) 提出書類作成上の留意事項

- ・提案は 1 提案者につき、1 案とすること。
- ・使用する文字は 11 ポイント以上とする。
- ・提出した書類の訂正・差し替え・追加は認めない。
- ・提出した書類は返却しない。
- ・プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、(2)で別途指示が無い限り、提出書類には社名やシステム名等、提案者を直接特定できる情報が含まれないよう配慮すること。
- ・紙で提出する書類 8 部は、正本 1 部、副本 7 部をそれぞれ A4 フラットファイルに綴じて提出すること。なお、(2)①～③にはそれぞれ目印となる付箋を立てる等、確認し易い資料として努めること。

### (4) 提出方法

提出先 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号  
9 階 危機管理課 防災政策係宛

①持参の場合受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

②郵送の場合特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること。

(5) 提出期限

①持参の場合 令和8年6月8日 17時まで

②郵送の場合 令和8年6月8日 17時(必着)

12. プレゼンテーション

提案者は提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。

説明資料の当日の差し替え、追加は認めない。

実施時間、実施場所等の詳細は、参加資格要件確認結果通知書送付に合わせて、別途通知する。

(1) 出席者

1者3名以内とする。

(2) 実施方法

- ・プレゼンテーションは本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。
- ・説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。
- ・自前のパソコンを、プロジェクターを介してスクリーンに投影して説明することができる。
- ・提案書をもとに作成した投影に使用する資料の事前提出は不要とする。
- ・操作デモを実施する場合には、提案者が実機を操作し、モニターへ操作画面を投影すること。  
なお、操作デモはプレゼンテーションの時間内で実施すること。

(3) 実施時間

1提案者あたりの持ち時間は60分以内とする。

持ち時間にはプレゼンテーション(30分程度)、質疑応答(20分程度)のほか、設営、撤去の時間を含める。

(4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。

上記以外の物品は、参加者の負担において用意すること。

(5) その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。

ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

13. 評価結果の通知について

評価結果は評価結果通知書により、プロポーザル参加者全員に通知する。

14. 評価結果の公表及び方法

評価結果は市ホームページで公表する。

公表する項目は、評価項目、配点、採点結果、参加者名とする。

受託候補者以外の参加者と採点結果は対応させない。

参加者が2者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

#### 15. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。ただし、やむを得ない理由により遅れる場合には、開始時間前に発注者の承諾を得なければならない。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (6) 申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

#### 16. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、プレゼンテーションの1日前の令和8年6月17日17時までに辞退届を提出すること。なお、辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

#### 17. その他留意事項

##### (1) 費用負担

本プロポーザルに係る参加者に生ずる費用は、すべて参加者の負担とする。

##### (2) 受託候補者との随意契約

受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により受託候補者と随意契約の見積合せを行う。なお、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。なお、協議が整わなかった等の特段の事由により、受託候補者との契約締結に至らなかったときは、本プロポーザルの審査において次点であった提案者を新たな受託候補者にできるものとする。

##### (3) 契約の成立時期

随意契約による見積合せ後の市との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。

##### (4) 参加者が1者の場合の扱い

参加者が1者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

##### (5) 提出資料の情報公開

提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。また、このことに伴い、参加業者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっては、市はその損害を一切負担しない。

##### (6) 本要領に示した書類のほか、本市が必要と判断した書類の提出を求めることがある。

## 18. 事務局

船橋市役所 市長公室 危機管理課 担当者 齋藤

所在地 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

電話番号 047-436-2038

FAX 番号 047-436-2030

メールアドレス bosai@city.funabashi.lg.jp

## 附則

### (施行日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

### (失効日)

1 この要領は、本業務の契約締結をもってその効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は、評価結果通知の発送日をもって、その効力を失う。